

財源計画等について

1 財源計画について

前回資料6「エネルギーの利活用について」に記載のとおり、焼却施設や破砕処理施設の整備にあっては下表に示す交付金や補助金を利用することを想定しています。

<表> 国の財政支援

名称等	交付・補助率
循環型社会形成推進交付金	対象経費の1/3
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	(高効率エネルギー回収施設等は1/2 [※])

※対象設備は制度によって異なる

建替に係る事業費については、施設規模等の諸条件を整理した上で、基本計画において概算事業費として設定することを想定しておりますが、概算事業費全体を100として、仮に、交付対象経費を総事業費の70%と想定した場合、市が実質的に負担する事業費の割合は、高効率エネルギー回収設備等を導入した場合で約47%、その他の場合で約49%となることが想定されます。(※資料4-2参照)

なお、具体的な財源計画については、上記の概算事業費と合わせて、基本計画において設定します。

2 事業化手法について

近年、官民が連携して公共サービスを提供するPPP/PFI手法により、民間企業の優れた運営能力や技術力を活用して事業を実施する事例が増えています。

新たなごみ処理施設については、本市の「PFI活用指針」等に基づき、民間活力の導入可能性について調査・検討します。